

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則(平成18年3月15日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(電磁的方法による提供方法)</p> <p>第2条 規則第8条第1項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続)</p> <p>第5条 <u>外国株券等機構加入申請者(規則第16条第1項の規定により、口座の開設を申請する者をいう。以下同じ。)</u>は、規則同条同項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「外国株券等口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項の届出に係る所定の書面</p> <p>イ~ヘ (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(電磁的方法による提供方法)</p> <p>第2条 規則第8条第1項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>機構と外国株券等機構加入者との間における、外国株券等機構加入者の事務所又は機構が認めた場所に外国株券等機構加入者が設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力</u></p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国株券等機構加入者の口座の開設申請の手続)</p> <p>第5条 機構加入者は、規則第16条第1項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「外国株券等口座開設申請書」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>2 前項の外国株券等口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる事項の届出に係る所定の書面</p> <p>イ~ヘ (略)</p> <p><u>ト 外国株券等機構加入申請者(規則第16条第1項の規定により、口座の開設を申請する者をいう。以下同じ。)</u>が、機構との間の事務を当該外国株券等機構加入申請者に代わって行う者(以下「業務代行者」</p>

新	旧
<p>上 その他機構が定める事項 (5)・(6) (略) 3 (略)</p>	<p><u>という。)を定めることを機構に認められた場合には、当該業務代行者の商号又は名称、所在地及び業務代行の範囲並びに当該業務代行者の当該業務に係る責任者及び担当者の役職名及び氏名</u> 下 その他機構が定める事項 (5)・(6) (略) 3 (略)</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

外国株券等保管振替決済制度に係るシステムの利用に関する細則

制定 平成 22 年 6 月 24 日

(目的)

第 1 条 この細則は、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第 82 条の規定に基づき、外国株券等機構加入者（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う外国株券等保管振替決済業務に係る利用者の業務の処理に、機構の外国株券等保管振替決済制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この細則において、規則の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

2 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者システム 利用者のコンピュータ・システムをいう。
- (2) 統合 Web 端末 機構が提供する統合 Web 機能を利用するための端末装置をいう。
- (3) Web 接続 利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、統合 Web 端末を通じて行うものをいう。
- (4) ファイル伝送 利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるものをいう。
- (5) オンライン・リアルタイム接続 ファイル伝送以外の利用者システムと機構システムとの間のデータ授受の方法であって機構が適当と認めるものをいう。

(利用者の機構システムの利用)

第 3 条 利用者は、外国株券等保管振替決済業務に係る業務の処理において、次の各号に掲げる機構との間のデータ授受の方法により、機構システムを利用する。

- (1) Web 接続
- (2) ファイル伝送
- (3) オンライン・リアルタイム接続
- (4) この細則に定めるところにより作成する電磁的媒体による通知又は提出

2 機構は、利用者が機構システムの利用を開始するにあたり、必要があると認める場合には、当該利用者において適切な機構システムの利用が可能であることを確認するためのテストを行うことができるものとする。

(Web 接続)

第4条 利用者は、業務の処理をW e b接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 W e b接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(W e b接続の運用等)

第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもってW e b接続による事務の処理を行うものとする。

2 利用者は、W e b接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。

3 利用者は、W e b接続に障害が発生した場合には、速やかに機構に連絡するものとする。

(W e b接続に係る費用負担)

第6条 利用者は、当該利用者が使用する統合W e b端末に係る端末料（統合W e b端末の設置及び保守に係る費用をいう。）、電力料及び消耗品等の費用並びにW e b接続のための回線設備に係る費用（回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。）を負担するものとする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続（以下「ファイル伝送等」という。）に係る通信回線の接続（以下「回線接続」という。）を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続の運用等)

第8条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い、善良な管理者の注意をもって回線接続による事務の処理を行うものとする。

2 利用者は、回線接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。

3 利用者は、回線接続に障害が発生した場合（ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。）には、速やかに機構に連絡するものとする。

(回線接続に係る費用負担)

第9条 利用者は、回線接続のための回線設備に係る費用を負担するものとする。

(電磁的媒体の作成等)

第10条 第3条第1項第4号に掲げる電磁的媒体の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

2 前項の場合において、電磁的媒体の作成及び提出についての責任は、当該利用者が負うものとする。

(電磁的媒体の調達)

第11条 利用者が機構に提出する電磁的媒体は、利用者が調達するものとする。

(各種テストへの協力)

第12条 利用者は、機構からあらかじめ通知して、統合Web端末と機構システムとの間又は回線接続を介した利用者システムと機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

2 利用者は、前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち当該利用者側の費用を負担するものとする。

(遵守義務)

第13条 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は自己の業務に利用してはならない。

3 利用者は、この細則に基づき機構に提出した届出書の内容に変更が生じることとなったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第14条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。

2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者（以下「計算会社等」という。）のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者（以下「委託元利用者」という。）の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとし

て取り扱うものとする。

- 3 計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したも
のとして取り扱うものとする。
- 4 計算会社等の機構システムの利用に関して発生した事故等は、委託元利用者と当該計
算会社等との間で解決するものとする。
- 5 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条、前条第1項
及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。
- 6 委託元利用者は、機構が計算会社等に対して、機構システムの利用に関し必要な措置
を講ずることができることを、当該計算会社等に遵守させるものとする。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から施行する。